

埋立て等の規制について

奈良市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例



【主な規制】

- 土壌基準に適合しない土砂等を使用した埋立て等を禁止します。
- 災害が生じるおそれのある埋立て等を禁止します。
- 500 m³以上、かつ、高さ1mを超える埋立て等を行う場合は、許可を受ける必要があります。
- 許可を受けるためには基準に適合する必要があるほか、許可事業者には各種義務が課せられます。
- 条例に違反した場合は、命令、氏名等の公表、罰則(最大2年以下の懲役又は100万円以下の罰金)を受けることがあります。



令和2年4月
奈良市

目次

1. 条例の目的	2
2. 土砂等、埋立て等とは	2
土砂等	2
埋立て等	2
3. 埋立て等に関係する者	3
事業者	3
土地所有者等	3
保証人	3
4. 不適正な埋立て等の禁止	4
土壌基準に適合しない土砂等による埋立て等の禁止等	4
災害の生じるおそれのある埋立て等の禁止等	4
5. 埋立て等の許可	5
許可のフロー	5
許可の基準	6
許可事業者の義務	6
規則で定める構造基準	7
許可の適用除外	8
6. 命令・公表・罰則等	9
報告徴収、立入検査	9
命令	9
公表	9
土砂等搬入禁止区域	9
罰則	10

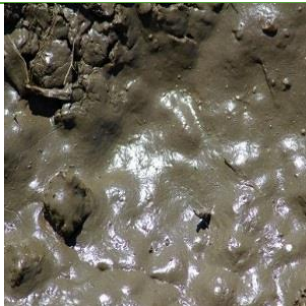
1. 条例の目的

この条例は、土砂等による土地の埋立て等について必要な規制を行うことにより、埋立て等の適正化を図り、もって災害の防止及び生活環境の保全に資することを目的としています。

2. 土砂等、埋立て等とは

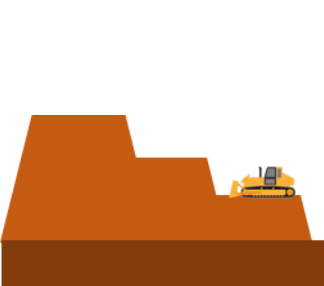
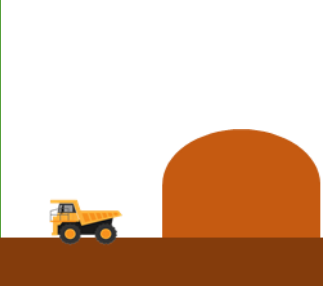
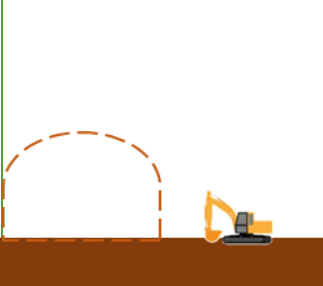
土砂等

- ・この条例の対象となる土砂等とは、土、砂、砂利、石、破碎石又はこれらに類するものです。
- ・廃棄物についてはこの条例の対象外です。廃棄物処理法に則り適正に処理をする必要があります。

廃棄物の具体例			
が れ き 類	ふ る い (網) 下 残 渣 (廃棄物をふるいにかけてもの)	再 生 砕 石 (資材利用ではなく処分目的の場合)	汚 泥
			
※廃棄物該当性の詳細はお問い合わせください。			

埋立て等

- ・土砂等による土地の埋立て、盛土、堆積を行うことです。
- ・埋立て：周辺地盤面より低い窪地等を埋め立てること。 [(例)山間部の谷地を建設残土で埋める]
- ・盛土：周辺地盤面より高くなるように土砂等を盛り、その形状を変更する予定のないもの。 [(例)宅地や農地の造成]
- ・堆積：周辺地盤面より高くなるように一時的に土砂等を盛り、その形状の変更が予定されているもの。 [(例)ストックヤード]

条例の対象			条例の対象外
埋立て	盛土	堆積	切土
			

※切土のみの場合は埋立て等の定義外のため、本条例の対象外。

3. 埋立て等に関する者

事業者

全ての事業者

- ・事業者は、その事業活動において保有、管理する土砂等の適正な処理を行うとともに、埋立て等による災害及び生活環境の保全上の支障の発生を未然に防止しなければなりません。
- ・廃棄物が混入している場合は不法投棄とみなされるおそれがありますので、廃棄物は廃棄物処理法に則り適正に処理してください。

土砂等を発生させる事業者

- ・土砂等を発生させる事業者は、その発生の減量化を図るとともに、発生させた土砂等の有効利用の促進に努めなければなりません。
- ・不適正な埋立て等が行われた場合、その埋立て等を委託した者として命令の対象となることがあります。委託をする場合には受託者の許可や埋立て等の状況について確認し、適正な処理を行ってください。

埋立て等を行う事業者

- ・埋立て等を行う事業者は、地域住民の理解を得るよう努めるとともに、苦情等には誠意をもって対応しなければなりません。
- ・不適正な埋立て等が行われた場合、事業主のみならず、元請負人や下請負人も命令の対象となることがあります。請け負う場合は相互に埋立て等の適正化を図ってください。

土地所有者等

- ・土地所有者等(占有者、管理者含む)は、不適正な埋立て等が行われることのないよう、適正な管理に努めなければなりません。
- ・許可が必要な埋立て等において、所有地等の使用に同意をした土地所有者等は、月に1回以上当該埋立て等の状況を確認する必要があります。また、許可の内容と明らかに異なる埋立て等が行われていることを知ったときは、埋立て等の中止等必要な措置を埋立て等を行う者に求めるとともに、市に報告する義務が生じます。
- ・不適正な埋立て等が行われた場合には、土地所有者等が命令の対象となることがあります。

保証人

- ・保証人は、保証をした許可事業者が災害の防止上及び生活環境の保全上必要な措置を講じないときは、許可事業者に代わって当該措置を講じなければなりません。
- ・許可事業者が市から命令を受けたにもかかわらず当該措置を講じないときは、保証人に対しても命令を行うことがあります。

4. 不適正な埋立て等の禁止

土壌基準に適合しない土砂等による埋立て等の禁止等

- ・何人も有害物質で汚染された土壌基準に適合しない土砂等を利用して埋立て等を行ってははいけません。
- ・土壌基準に適合しない土砂等による埋立て等が行われている、またそのおそれがあるときは、命令の対象となることがあります。



土壌基準

項目	基準値
カドミウム	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐 ^{りん}	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下
六価クロム	検液 1ℓ につき 0.05mg 以下
砒素 ^ひ	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下、かつ、埋立事業区域の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあっては、試料 1 キログラムにつき 15mg 未満
総水銀	検液 1ℓ につき 0.0005mg 以下
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	埋立事業区域の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあっては、試料 1 キログラムにつき 125mg 未満
ジクロロメタン	検液 1ℓ につき 0.02mg 以下
四塩化炭素	検液 1ℓ につき 0.002mg 以下
クロロエチレン	検液 1ℓ につき 0.002mg 以下
1,2-ジクロロエタン	検液 1ℓ につき 0.004mg 以下
1,1-ジクロロエチレン	検液 1ℓ につき 0.1mg 以下

項目	基準値
1,2-ジクロロエチレン	検液 1ℓ につき 0.04mg 以下
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1ℓ につき 1mg 以下
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1ℓ につき 0.006mg 以下
トリクロロエチレン	検液 1ℓ につき 0.03mg 以下
テトラクロロエチレン	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下
1,3-ジクロロプロペン	検液 1ℓ につき 0.002mg 以下
チウラム	検液 1ℓ につき 0.006mg 以下
シマジソ	検液 1ℓ につき 0.003mg 以下
チオベンソカルブ	検液 1ℓ につき 0.02mg 以下
ベンゼン	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下
セレン	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下
ふっ素	検液 1ℓ につき 0.8mg 以下
ほう素	検液 1ℓ につき 1mg 以下
1,4-ジオキサン	検液 1ℓ につき 0.05mg 以下

災害の生じるおそれのある埋立て等の禁止等

- ・何人も災害の生じるおそれのある埋立て等を行ってははいけません。
- ・災害が生じ、またそのおそれがあるときは、命令の対象となることがあります。



5. 埋立て等の許可

許可のフロー

埋立て等の面積が 500 m²以上、かつ、その高さが 1m を超える場合には、奈良市の許可が必要となります。

(※許可の詳細はお問い合わせください。)

事前協議

- ・事業計画に関する書類を市に提出。
- ・事業計画の適正化を図るため、市と協議。
- ・事業計画地に土地所有者等がいる場合はその同意取得。

住民周知

- ・事業計画を周辺地域住民へ周知。
- ・周辺地域住民の意見を事業計画に反映。

申請

- ・適正化及び周辺地域住民の意見が反映された事業計画に関する申請書類を市に提出。
- ・手数料納付。
- ・市による審査。

許可

- ・基準に適合している場合には許可。
- ・許可を受けた場合は許可事業者が同意土地所有者等にその旨通知。

施工報告等

- ・標識、境界標の設置、着手届(施行前)
- ・土砂等搬入報告、管理台帳の作成(随時)
- ・使用した土砂等の量の報告(4月と10月)
- ・水質検査(1回/3ヶ月)、関係図書の閲覧(随時) ※3,000 m²以上に限る

完了(廃止)

- ・水質検査 ※3,000 m²以上に限る
- ・完了検査による許可内容と埋立て等の適合検査
- ・関係図書の保存(3年間)

【許可手数料】

	3,000 m ² 未満	3,000 m ² 以上
新規許可	30,000 円	54,000 円
変更許可	22,000 円	34,000 円

許可の基準

共通基準

- ・事業者等(元請負人や下請負人、管理責任者等を含む。)が欠格要件に該当しないこと。
- ・土地所有者等の同意を得ていること。
- ・埋立事業区域を含む土地と隣接する土地との境界が確定していること。
- ・埋立て等に使用される土砂等の採取場所が特定されていること。
- ・許可を受けた日から6月以内に埋立て等に着手する計画となっていること。
- ・廃棄物の土砂等への混入を防止するために必要な措置が講じられていること。
- ・土壌基準に適合しない土砂等の使用を防止するために必要な措置が講じられていること。
- ・埋立て等の施工中における災害の防止や周辺地域の生活環境を保全するために必要な措置が講じられていること。
- ・埋立て等の最大堆積時及び完了時の形状等が、規則で定める基準に適合すること。
- ・管理責任者を置くこと。
- ・埋立て等を的確に、かつ、継続して行うに足る資力を有しないことが明らかな者でないこと。

3,000 m³以上の埋立て等に追加される基準

- ・管理事務所を設置し、管理責任者を常駐させること。
- ・埋立事業区域の表土が土壌基準に適合していること。
- ・施工中の定期的な排水水質検査を行うために必要な措置が講じられていること。
- ・埋立て等を的確に、かつ、継続して行うに必要な能力を有すること。(建設業許可、施工管理資格等)
- ・保証人を立てていること。
- ・保証金(300万円+400円/m³)を金融機関に預入し、市を質権者とする質権設定契約を締結していること。

許可事業者の義務

共通事項

- ・許可を受けた内容に変更が生じる場合は、その内容により変更許可(事前)又は軽微変更届。(3日以内)
- ・同意をした土地所有者等に対する許可内容及び変更内容の通知。(15日以内、軽微な変更は30日以内)
- ・埋立て等の着手届。(着手日の7日前までに)
- ・搬入する土砂等の報告。(搬入しようとする日の7日前までに。採取場所ごと、かつ、2,500 m³ごとに。土砂等発生元証明書と、土壌基準適合を証する計量証明書を添付。)
- ・土砂等管理台帳の作成。(毎月5日までにその前月中の台帳を作成)
- ・土砂等使用量の報告。(毎年4月、10月の月末までに、前月までの半年分の土砂等使用量を報告)
- ・標識、境界標の設置。
- ・完了等の届出。(完了届：15日以内、廃止届：30日以内、休止届：10日以内、再開届：7日前までに)
- ・完了後の図書保存。(3年間)

3,000 m³以上の埋立て等について追加される事項

- ・施工中の関係図書閲覧。(随時)
- ・3月ごと及び完了時の排水水質検査。(試料採取は市職員立会。水質検査報告書に採取位置図、現場写真、計量証明書添付)

規則で定める構造基準

一時堆積以外の場合

別表第 2

- 1 埋立事業区域の地盤に滑りやすい土質の層又は軟弱地盤の層があるときは、その地盤に滑り又は沈下が生じないように、あらかじめ当該地層に杭打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。
- 2 斜面上の地盤において施工する場合にあっては、埋立て等に使用された土砂等の滑動を防ぐ措置として、原則として埋立て等を行う地表面に段切り、排水対策が講じられていること。この場合において、当該地表面に草木等があるときは、全て伐採除根の措置が講じられていること。
- 3 溪間への埋立て等にあっては、埋立て等に使用された土砂等が流下しないよう、あらかじめ埋立て等を行う当該溪流の下流側に堰(えん)堤を設置するとともに、現況の溪床面等に集水暗渠(きょ)等、地下水を適切に排除するための措置が講じられていること。
- 4 埋立て等の施工に際しては、埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害等が発生しないよう、防災工事を先行し、上下流に対する安全を確保した上、施工すること。
- 5 法(のり)面及び当該法面に設ける小段には雨水その他の地表水による法面の崩壊を防止するための必要な措置が講じられていること。
- 6 埋立て等の法面の安定を図るため、必要に応じて、埋立て等が施工された層ごとに地下水排除工等の施工が講じられていること。
- 7 埋立て等の施工において、切土を行う場合にあっては、切土面の土質に応じた安定勾配とし、切土面は、必要に応じて、当該切土が施工された法面ごとに当該法面の安定が保たれる法面保護工の施工が講じられていること。
- 8 埋立て等の事業完了後の地盤に雨水その他の地表水の浸透水による緩み、沈下又は崩壊が生じないように、埋立て等が施工された層ごとに十分に締め固める等の措置が講じられていること。
- 9 埋立て等の施工に際しては、土砂等の流出及び濁水の流出を防止するため、埋立事業区域 1 ヘクタール当たり 300 m³以上の容量の沈砂池の設置その他必要な措置が講じられていること。
- 10 埋立て等の施工に伴い設置する排水施設については、その排水すべき雨水及びその他の地表水を支障なく流下させるための措置が講じられていること。
- 11 埋立て等の施工において、擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令(昭和 37 年政令第 16 号)第 6 条から第 10 条までの規定に適合すること。
- 12 埋立て等の施工に伴い生じた法面は、石張り、芝張り、植栽シート等によって風化その他の侵食に対して保護するための必要な措置が講じられていること。
- 13 埋立事業区域(法面を除く。)は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。
- 14 埋立て等に伴う法面又は擁壁の下端は、埋立事業区域境界から 1m(当該埋立事業区域が住居又は学校、病院、公民館その他公共施設に隣接し、又は近接する場合(土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止するための措置が講じられている場合を除く。))にあっては、埋立て等の高さ(埋立て等の施工により生じた法面(擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の部分を除く。))の上端と下端との垂直距離をいう。以下同じ。)の 2 倍に相当する距離)以上離れた位置とすること。
- 15 埋立事業場内にみだりに人が立ち入ることを防止するため、埋立事業場内の全周囲に囲いを設けるものとし、構造は、風圧等により容易に転倒し、若しくは破壊されないもの又は柵等とすること。
- 16 埋立事業場の出入口は、原則として 1 か所とし、施錠できる構造とすること。
- 17 埋立て等の高さ(埋立て等の施工により生じた法面(擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の部分を除く。))の上端と下端との垂直距離をいう。以下同じ。)及び勾配は、次の表のとおりとすること。

埋立て等の高さ	勾配
20m 以下	垂直 1m に対する水平距離が 2m 以上の勾配
5m 以下	垂直 1m に対する水平距離が 1.8m 以上の勾配
安定計算を行った上で安全が確保される高さ	安定計算を行った上で安全が確保される勾配

- 18 埋立て等の高さが 5m 以上の盛土については、盛土高 5m ごとに幅 2m 以上の小段を設けること。

一時堆積の場合

別表第 3

- 1 別表第 2 第 1 項、第 10 項及び第 14 項から第 16 項までの規定に適合すること。
- 2 埋立事業区域の土地の勾配は、垂直 1m に対する水平距離が 10m 以上であること。ただし、埋立事業区域外への土砂等の崩落、飛散、流出その他の災害が発生するおそれがないものとして市長が認める場合は、この限りでない。
- 3 土砂等の堆積の高さ(土砂等の堆積によって生じる法面の最も低い部分と最も高い部分の垂直距離をいう。)が 5m 以下であること。
- 4 土砂等の堆積によって生じる法面の勾配は、垂直 1m に対する水平距離が 2m 以上であること。

許可の適用除外

以下の埋立て等については許可不要です。

- ・埋立事業区域の面積が 500 m²未満又は埋立て等の高さが 1m 以下となる埋立て等。
- ・事業区域内の土砂等のみを用いて行う埋立て等
- ・非常災害のために必要な応急措置として行う埋立て等
- ・国、地方公共団体その他規則で定める者が行う埋立て等

(1) 土地改良区 (2) 土地改良区連合 (3) 土地地区画整理組合 (4) 市街地再開発組合 (5) 日本下水道事業団 (6) 土地開発公社 (7) 住宅街区整備組合 (8) 独立行政法人 (9) 地方独立行政法人 (10) 国立大学法人、公立大学法人及び大学共同利用機関法人 (11) 西日本高速道路株式会社 (12) 道路、鉄道その他の公共の用に供する施設の整備(国又は地方公共団体から法令に基づく指示、許可又は選定を受けたものに限る。)を行おうとする者 (13) 国又は地方公共団体がその資本金その他これに準ずるものの 2 分の 1 以上を出資している法人

- ・法令等の許可、認可等を受けて行う埋立て等のうち規則で定めるもの

(1) 採石法(昭和 25 年法律第 291 号)第 33 条又は砂利採取法(昭和 43 年法律第 74 号)第 16 条の認可を受けた者が、当該認可に基づいて採取した土砂を販売するために一時的に当該認可に係る場所において行う行為
(2) 土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)に基づく土地改良事業
(3) 森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 10 条の 2 第 1 項又は第 34 条第 2 項(第 44 条において準用する場合を含む。)の許可を受けて行う行為
(4) 道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 24 条の承認又は同法第 32 条第 1 項若しくは第 91 条第 1 項の許可を受けて行う行為
(5) 土地地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)に基づく土地地区画整理事業又は同法第 76 条第 1 項の許可を受けて行う行為
(6) 都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)第 5 条第 1 項又は第 6 条第 1 項(これらの規定を同法第 33 条第 4 項において準用する場合を含む。)の許可を受けて行う行為
(7) 自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)第 20 条第 3 項又は第 21 条第 3 項の許可を受けて行う行為
(8) 地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号)第 18 条第 1 項の許可を受けて行う行為
(9) 下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 16 条(同法第 25 条の 18 及び第 31 条において準用する場合を含む。)の承認を受けて行う行為
(10) 住宅地区改良法(昭和 35 年法律第 84 号)第 9 条第 1 項の許可を受けて行う行為
(11) 宅地造成等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)第 8 条第 1 項の許可を受けて行う宅地造成
(12) 新住宅市街地開発法(昭和 38 年法律第 134 号)に基づく新住宅市街地開発事業
(13) 河川法(昭和 39 年法律第 167 号)第 20 条の承認又は同法第 24 条、第 26 条第 1 項、第 27 条第 1 項、第 55 条第 1 項、第 57 条第 1 項、第 58 条の 4 第 1 項若しくは第 58 条の 6 第 1 項の許可を受けて行う行為
(14) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和 41 年法律第 1 号)第 8 条第 1 項の許可を受けて行う行為
(15) 奈良県立自然公園条例(昭和 41 年奈良県条例第 23 号)第 17 条第 3 項の許可を受けて行う行為
(16) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 29 条第 1 項又は第 2 項の許可を受けて行う開発行為
(17) 都市再開発法(昭和 44 年法律第 38 号)に基づく市街地再開発事業又は同法第 66 条第 1 項の許可を受けて行う行為
(18) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)第 7 条第 1 項の許可を受けて行う行為
(19) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)第 15 条の 2 第 1 項の許可を受けて行う開発行為
(20) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項の許可を受けた一般廃棄物の最終処分場及び同法第 15 条第 1 項の許可を受けた産業廃棄物の最終処分場において行う行為
(21) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和 50 年法律第 67 号)に基づく住宅街区整備事業又は同法第 7 条第 1 項、第 26 条第 1 項若しくは第 67 条第 1 項の許可を受けて行う行為
(22) 鉄道事業法(昭和 61 年法律第 92 号)第 8 条第 1 項(同法第 9 条第 2 項において準用する場合を含む。)の認可を受けて行う行為
(23) 土壌汚染対策法第 22 条第 1 項の許可を受けた汚染土壌処理施設において行う行為
(24) 奈良市法定外公共物の管理に関する条例(平成 16 年奈良市条例第 23 号)第 4 条第 1 項の許可を受けて行う行為
(25) 奈良県砂防指定地等管理条例(平成 17 年 3 月奈良県条例第 47 号)第 3 条若しくは第 4 条の許可又は第 8 条の協議の成立を受けて行う行為
(26) 大和都市計画区域外の開発事業に関する指導要綱(平成 17 年奈良市告示第 42 号)第 8 条の確認を受けて行う行為
(27) 奈良市風致地区条例(平成 24 年奈良市条例第 66 号)第 2 条第 1 項の許可を受けて行う行為

- ・その他規則で定める埋立て等

(1) 運動場、駐車場その他の施設の機能を維持するために行う埋立て等
(2) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 1 号に規定する建築物の敷地において、建築物を撤去した後に当該建築物の跡地を埋め戻すことを目的として行う埋立て等
(3) 建築基準法第 6 条第 1 項第 1 号の確認を受けて行う建築の用に供する敷地の造成を目的として行う埋立て等であって、建築面積(建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 2 条第 1 項第 2 号に規定する建築面積をいう。)を当該土地に適用される建ぺい率(建築基準法第 53 条第 1 項に規定する建ぺい率をいう。)で除した面積を超えないもの
(4) 道路において、地下埋設管の新築、改築又は増築を目的として行う埋立て等
(5) 都市計画法施行令(昭和 44 年政令第 158 号)第 21 条各号に掲げる建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為として行う埋立て等
(6) 法令若しくは条例の規定又はこれらに基づく処分による義務の履行として行う埋立て等
(7) その他市長が認める埋立て等

6. 命令・公表・罰則等

報告徴収、立入検査

- ・埋立て等を行った者、埋立て等を委託した者、埋立事業区域内の土地所有者等に対し、この条例の施行に必要な限度で報告を求めることがあります。
- ・埋立て等を行った者又は埋立て等を委託した者の管理事務所、事業場その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、試料を無償で収去し、又は関係者に質問をすることがあります。
- ・拒否または虚偽の報告に対しては罰則が規定されています。

命令

- ・許可対象の埋立て等か否かを問わず、不適正な埋立て等を行った場合には、災害の防止上又は生活環境の保全上必要な措置を講ずるよう命令を受けることがあります。
- ・命令違反に対しては罰則が規定されています。
- ・命令の対象者の中心はその埋立て等を行った者ですが、例えば下請負人や孫請負人、埋立て等を委託した者、保証人、土地所有者等など、関係者もその対象となり得ることに留意してください。

公表

- ・条例に違反し、市から命令を受けたにもかかわらずこれに違反した者や、許可又は変更許可が必要であるにもかかわらずこれを受けずに埋立て等を行った者は、その氏名及び住所並びに違反の事実を公表されることがあります。

土砂等搬入禁止区域

- ・500 m²以上の埋立事業区域及びその周辺の区域において、埋立て等を継続することにより人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められる場合には、当該区域を土砂等搬入禁止区域として指定することがあります。
- ・土砂等搬入禁止区域に指定されると、何人も当該区域に土砂等を搬入することができなくなります。

罰則

2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金

- ・ 必要な許可を受けずに埋立て等を行った者
- ・ 偽りその他不正の手段により、許可(又は承認)を受けた者
- ・ 名義貸しにより第三者に許可に係る埋立て等を行わせた者
- ・ 許可に係る埋立て等において、災害防止上の命令に違反した者
- ・ 許可に係る埋立て等において、埋立て等の適正化のための必要な措置や規則で定める構造基準に適合しなかった場合の命令に違反した者
- ・ 許可に係る埋立て等において、土壌の基準に適合しなかった場合などの命令に違反した者
- ・ 命令に違反した保証人
- ・ 土砂等搬入禁止区域に土砂等を搬入した者

1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金

- ・ 許可不要の埋立て等において、災害防止上の命令に違反した者
- ・ 許可不要の埋立て等において、土壌の基準に適合しなかった場合などの命令に違反した者
- ・ 許可に係る埋立て等において、排水の水質基準に適合しなかった場合の命令に違反した者
- ・ 許可に係る同意をした土地所有者等で、施工確認等の義務を履行せず、災害防止上の命令に違反した者

6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金

- ・ 命令に違反した土地所有者等

50 万円以下の罰金

- ・ 搬入する土砂等の発生元及び汚染のおそれがないことの報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- ・ 土砂等管理台帳を作成せず、又は必要な事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者
- ・ 搬入した土砂等の量の報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- ・ 排水水質検査を行わず、又は結果の報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者
- ・ 許可に係る標識を掲示せず、又は境界標を設けなかった者
- ・ 報告徴収や立入検査に応じず、又は虚偽の報告をする等した者

30 万円以下の罰金

- ・ 軽微な変更の届出、着手の届出、完了等の届出等必要な届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- ・ 土砂等管理台帳又は関係図書の写しを保存しなかった者

など

【お問い合わせ】

〒631-0801

奈良市左京五丁目2番地

奈良市 環境部 廃棄物対策課

TEL: 0742-71-3001